

グループホーム

ほたるの家

グループホームとは

グループホームとは、認知症高齢者の方が少人数(9名)の家庭的な環境のもと、スタッフのサポートを受けながら共同生活を営む居住施設です。落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症の進行を穏やかにし、同時に家庭介護の負担も軽減していきます。

入居条件

- 田辺市に住民票がある方。
(他の市町村の方でも入居可能な場合もあります。)
- 医師により、認知症の診断を受けている方。
- 要支援2以上の要介護認定を受けている方。
- 常時の医療行為を必要としない方。
- その他、共同生活を行うことに支障のない方。



設備概要

- 居室
個室 9室 (ベッド、エアコン、ナースコールあり)
※馴染みの家具などをご自由にお持込みください。
- その他
食堂・台所・洗面所・トイレ・浴室
- 消防設備
自動火災通報装置、スプリンクラー

利用料金

※ 裏面をご覧ください。



〒646-0011

和歌山県田辺市新庄町3739-5

電話

(0739) 24-1900

FAX

(0739) 34-2340

グループホームほたるの家 利用料金表

① 月額利用料

費目	1日	1ヶ月(30日/月)
家賃	¥1,200	¥36,000
食料費 (おやつ代含)	朝食	¥310
	昼食	¥520
	夕食	¥420
光熱水費	¥300	¥9,000
合計(30日/月)		¥82,500

② 基本介護サービス費用

	1割負担		2割負担		3割負担	
	1日	1ヶ月(30日)	1日	1ヶ月(30日)	1日	1ヶ月(30日)
要支援2	¥761	¥22,830	¥1,522	¥45,660	¥2,283	¥68,490
要介護1	¥765	¥22,950	¥1,530	¥45,900	¥2,295	¥68,850
要介護2	¥801	¥24,030	¥1,602	¥48,060	¥2,403	¥72,090
要介護3	¥824	¥24,720	¥1,648	¥49,440	¥2,472	¥74,160
要介護4	¥841	¥25,230	¥1,682	¥50,460	¥2,523	¥75,690
要介護5	¥859	¥25,770	¥1,718	¥51,540	¥2,577	¥77,310

① + ② (30日/月)

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	¥105,330	¥128,160	¥150,990
要介護1	¥105,450	¥128,400	¥151,350
要介護2	¥106,530	¥130,560	¥154,590
要介護3	¥107,220	¥131,940	¥156,660
要介護4	¥107,730	¥132,960	¥158,190
要介護5	¥108,270	¥134,040	¥159,810

※ 加算

加算名称	算定要件	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	入居した日から30日以内	¥30/日	¥60/日	¥90/日
医療連携体制加算	診療所との契約により看護師を配置し、24時間連絡体制を確保	¥37/日	¥74/日	¥111/日
	「重度化した場合における対応に関する指針」の整備			
協力医療機関連携加算(1)	協力医療機関との間で情報を共有する会議を定期的開催	¥100	¥200	¥300
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、定期的に厚生労働省に提出している	¥40	¥80	¥120
サービス提供体制強化加算Ⅰ	職員配置基準を達成した場合	¥22/日	¥44/日	¥66/日
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	¥3/日	¥6/日	¥9/日
認知症専門ケア加算Ⅱ		¥4/日	¥8/日	¥12/日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	専門的な研修を修了している者を配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み計画の作成、定期的な評価、見直し等を行っている場合	¥150	¥300	¥450
認知症チームケア推進加算Ⅱ		¥120	¥240	¥360
退居時相談援助加算	退居時の相談援助を実施	¥400	¥800	¥1,200
退居時情報提供加算	医療機関へ退居した場合、医療機関へ情報提供した場合	¥250	¥500	¥750
看取り介護加算	お亡くなりになった日以前4日以上30日以下	¥144/日	¥288/日	¥432/日
	お亡くなりになった日の前日、前々日	¥680/日	¥1360/日	¥2040/日
	お亡くなりになった日	¥1,280	¥2,560	¥3,840
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	月中に利用した介護保険の合計金額に対して加算	18.6%		

③ その他の費用

理美容代、おむつ代、医療費、個人的に使用する日用品費、行事参加費等が必要となります。